早期発見で早期治療

問い合わせ
保健医療課　☎59-2153

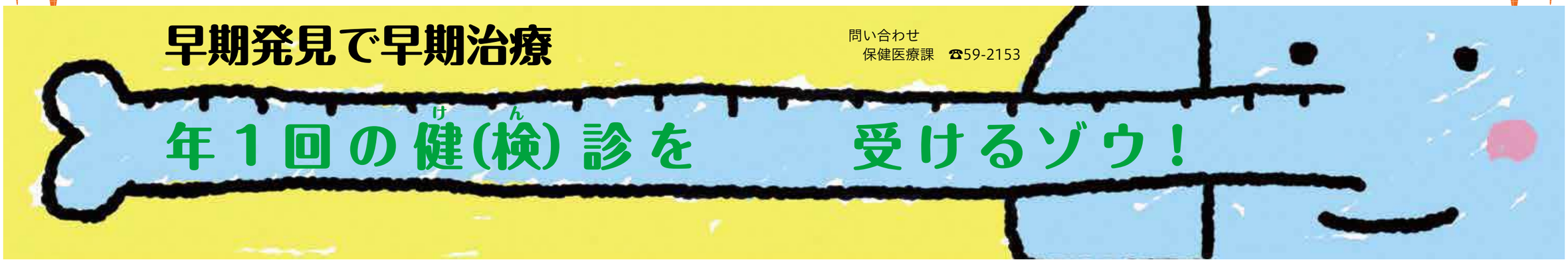

元気にいきいきと生活するためには、年１回の健康診断が大切です。「面倒くさい」、「時間がない」、「自分は健康だから大丈夫」と敬遠しがちですが、病気になってから初めて分かるのが健康の大切さです。自覚症状が出る前に健（検）診を受けましょう。

Q　市はどんなけん診をしているの

A　後期高齢者健診②がん検診③肝炎ウイルス検診があるゾウ！

①特定健診・後期高齢者健診
　身体測定・採血・尿検査など
②がん検診
　大腸がん・胃がん・肺がん・乳がん・子宮頸がん検診
③肝炎ウイルス検診
　B型肝炎・C型肝炎検査

Q　どのけん診を受けたらいいの

A　受けられるけん診の受診券が緑色の封筒で届くゾウ♪

対象者には、今年度受けることができるけん診の受診券を送付しています。緑色の封筒が届いたら確認してください。

Q　高い料金がかかるんじゃないの

A　無料または低額！市のけん診はとってもお得だゾウ♪

○市国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者＝全て無料です。
○社会保険などその他の健康保険の加入者＝個人で受診する場合と比べ、低額で受診できます。

こんなにお得♪市のけん診を受けないのはもったいないゾウ!!

Q　いつ・どこで受けたらいいの

A　一度にまとめて受けるなら集団健診！好きな日に受けるなら個別健診がオススメだゾウ♪

集団健診

表の日程で行います。会場は大竹会館（アゼリアホール）です。全てのけん診項目を一度にまとめて受診できます。

無料の血管年齢測定

今年度の集団健診会場では、希望者は無料で血管年齢測定ができます。会場で申し込んでください。
※状況によって、実施できない場合もありますので、ご了承ください。

個別健診

希望する日程・医療機関で受診できます。受診できるけん診項目は医療機関によって異なります。（肺がん検診を受診できるのは集団健診のみ）

受診できる医療機関とけん診項目は、受診券と一緒に送付している『健診・がん検診のしおり』５～６ページをご覧ください。
※『健診・がん検診のしおり』は、市ホームページにも掲載しています。（トップページ▼募集を探す▼令和６年度健診・がん検診などのお知らせ）

集団健診日程表

《会場》大竹会館（アゼリアホール）
《受付時間》8時30分～10時30分※1

とき	申し込み締め切り
７月24日(水)	6月25日(火)
７月25日(木)【レディースデー】※2	
７月26日(金)	
９月８日(日)	7月31日(水)
９月９日(月)	
９月10日(火)【レディースデー】※2	
11月12日(火)	10月11日(金)
11月13日(水)	
11月14日(木)	
令和７年２月13日(木)	令和７年１月22日(水)

※１　受付時間は30分ごとに区切って案内します。今年度から受け付け開始時間を変更しています。
※２　７月25日(木)・９月10日(火)は女性のみの受診日です。託児（要予約）もあります。

「健診・がん検診のしおり」の訂正とおわび
２ページ　社会保険の特定健診
　集団健診
　［誤］×　［正］○

Q　どうやって申し込んだらいいの

A　個別健診は6月1日(土)から開始！直接医療機関に予約するゾウ♪
集団健診は6月3日(月)から予約開始だゾウ♪

集団健診

6月3日(月)から各日程の申し込み締め切り日までに、いずれかの方法で申し込んでください。
※自動予約「毎年けんしんサポート」を登録済みの方は、改めて申し込みは不要です。受診券に今年度の予約内容を記載しています。確認をお願いします。

○電話予約

予約専用コールセンター
フリーダイヤル
0120-489-087
※9時～17時
（土・日曜日、祝日を除く）

○インターネット予約（24時間受け付け）
QRコードから予約サイトにアクセスできます。

個別健診

受診できる期間は令和7年2月28日(金)までです。希望する医療機関に直接申し込んでください。

健(検)診項目	対象年齢	自己負担額※4		市の健診事業以外で受診した場合の一般的な料金
		市国民健康保険・後期高齢者医療保険の方	その他の健康保険の方	
特定(後期・一般)健診※1	40歳以上	無　料	無　料	約9,000円
大腸がん検診			無　料	約3,000円
肺がん結核検診			300円	約3,000円
胃がん検診(バリウム)※5			1,100円	約9,000円
胃がん検診(内視鏡)※5	50歳以上		3,200円	約17,000円
肝炎ウイルス検診	40歳以上※2		1,700円	約7,000円
乳がん検診	40歳以上※3		1,700円	約8,000円
子宮頸がん検診	20歳以上※3		900円	約7,000円

※１　特定(後期・一般)健診：その他の健康保険の方は市が実施している特定健診/一般健診を受診できない場合があります。受診の可否については、加入している健康保険組合などに確認してください。
※２　肝炎ウイルス：過去に受診したことがある方は受診できません。
※３　乳がん・子宮頸がん：昨年度受診した方は受診できません。
※４　令和5年度住民税非課税世帯の方・生活保護受給者は全て無料です。
※５　バリウム検査は集団健診のみ、胃内視鏡検査は個別健診のみ受診が可能です。胃内視鏡検査を受診した方は、翌年度の胃がん検診(バリウム含む)の受診ができません。

Q & A

Q　がんなどの病気が見つかったら怖いです…

A　がん検診を受けない方が怖いんだゾウ！

市で検診を受けられる５つのがん（大腸がん・胃がん・肺がん・乳がん・子宮頸がん）は、早期発見できれば完治する可能性が高くなります。検診を受けないまま、早期発見のチャンスを逃すことが怖いのです。

Q　健康なので健診は受けなくても大丈夫？

A　受けた方が安心だゾウ！

心臓病や脳卒中、糖尿病などの生活習慣病は自覚症状がなく進行することも多く、異常に気づくためには毎年の健診が欠かせません。年に１回の健診を受けましょう。

Q　現在、通院中の病院で検査を受けている。市の健診も受けないといけないの？

A　市の健診も受けて欲しいゾウ！

医療機関で治療の一環として受ける検査と健診は目的が違います。例えば、一口に血液検査と言っても、さまざまな項目があり、治療で実施している項目と健診で実施する項目は異なることがあります。さらに、健診結果をもとに、生活習慣病予防の保健指導など、健康づくりのお手伝いをします。現在通院中の方も健診の対象者です。まずは主治医に相談してください。

集団健診申し込み前の準備用メモ

健康保険証の種類
□国民健康保険
□後期高齢者医療保険
□協会けんぽ
□その他の保険

受診希望日
希望日　　月　　日

申し込みした健診
□特定健診または後期高齢者健診もしくは一般健診
□大腸がん検診
□肺がん結核検診
□胃がん検診（バリウム）
□胃がん検診（内視鏡）
□肝炎ウイルス検診
□乳がん検診
□子宮頸がん検診

6月1日▶7日
HIV検査普及週間
令和5年は感染者報告数増加

問い合わせ　保健医療課　☎59-2140

令和5年の新たなHIV感染者報告数（速報値）は、令和4年から増加しており、6年連続での減少から増加に転じています。要因としては、新型コロナウイルス感染症の流行以降減少していた保健所などでの検査件数が回復したことが影響している可能性があります。その点に留意し、今後の状況を注視していく必要があります。

エイズとは

後天性免疫不全症候群とも呼ばれ、HIV（ヒト免疫不全ウイルス）の感染によって引き起こされる病気の総称です。HIVへの感染＝エイズではありません。感染経路は限られており、HIV感染は防ぐことができます。また、感染した場合にも早期に発見して、発症する前に治療を続けることで、感染前と変わらない日常生活を送ることができます。

3つの感染経路

感染経路は①性的接触②血液感染③母子感染の3つです。血液、精液、膣分泌液などを介して感染します。

HIV感染からエイズ発症まで

感染してもすぐに発症するわけではなく、数カ月から10年経過することもあります。感染すると免疫力が少しずつ低下し、普段はかからない弱い感染症にかかる（日和見感染）ことで発症します。ほとんど自覚症状がなく気づきにくいため、自覚のないままパートナーなどにも感染させる可能性があり、まずは自分の感染を知ることが感染拡大を防ぐために重要です。

感染の有無を知るために検査を受けましょう

HIVの感染に心あたりがあったら、ためらわずにすぐに検査を受けましょう。ただし、感染したと思われる日から3カ月以上経過しないと、正確な判定ができない場合があります。

保健所の検査は匿名で受けられ、プライバシーは厳守されます。

6月1日▼9月30日は
広島県夏の食中毒予防期間
食中毒予防の3原則守っていますか？

問い合わせ
保健医療課　☎59-2140

高温多湿となる夏場は、カンピロバクターなどの細菌性食中毒が最も発生しやすい時期です。

食中毒は飲食店などだけではなく、家庭でも発生します。食中毒予防の3原則を守って食中毒を予防しましょう。

食中毒予防の3原則

①菌をつけない
- ○丁寧な手洗いを徹底する。
- ○加熱せずに食べるものから先に調理する。
- ○生で食べる野菜はよく洗う。
- ○清潔な器具や食器に盛り付ける。
- ○肉や魚を扱った後のまな板や包丁はよく洗い、熱湯などで消毒する。

②菌をふやさない
- ○冷蔵や冷凍が必要な食品はすぐに冷蔵庫に入れる。
- ○調理後は速やかに食べる。
- ○残った食品は常温で放置せず、素早く冷やして低温で保管する。

③菌をやっつける
- ○食材の中心部まで十分に加熱する。（目安は中心部の温度が75℃以上、1分間以上）

食中毒についての問い合わせは、広島県西部保健所（☎0829-32-1181）へ。

令和6年度
第1回 原爆被爆者定期一般健康診断

被爆者健康手帳を持っている方の健康管理を目的として、年2回定期健康診断を実施します。対象者には5月末に個別に通知しています。

問い合わせ
保健医療課　☎59-2153

定期健康診断

市内の委託医療機関での健診です。

第1回
6月1日㈯～9月30日㈪

第2回
11月1日㈮～令和7年2月28日㈮

申し込み

希望する医療機関（表）に直接申し込んでください。

その他
- ○受診時は、被爆者健康手帳、または健康診断受診者証を提示してください。
- ○交通手当が支給される場合があります。該当地区の方には説明書と申請書を同封していますので受診前に確認してください。

希望による健康診断

定期健康診断のほかに「希望による健康診断」（検査項目は定期健康診断と同じ。市外の委託医療機関でも受診可能）を年2回受けることができます。「希望による健康診断」のうち1回は「がん検診（胃・肺・大腸・乳・子宮・多発性骨髄腫）」に変えることができます。

「希望による健康診断」を実施している医療機関は県被爆者支援課援護グループ（☎082-513-3116）へ問い合わせてください。

医療機関名	ところ	電話番号
村井内科クリニック	南栄1-6-15	52-8138
阿多田診療所	阿多田403-2	53-7061
しまだファミリークリニック	油見3-12-7	53-3022
坪井クリニック	本町1-1-18	52-8337
シルククリニック	本町1-5-6	52-3313
本町医院	本町2-15-17	52-4427
大和橋医院	本町2-9-4	52-3059
佐川内科医院	玖波2-4-2	57-2233

受診は無料
被爆二世健診

問い合わせ
県被爆者支援課　☎082-513-3116

被爆二世の方の健康管理に役立てていただくため、健康診断を実施します。

対　象

両親のいずれかが原子爆弾被爆者であり、次のいずれかに該当する広島県内に居住する方
- ○広島被爆…昭和21年6月1日以降に生まれた方
- ○長崎被爆…昭和21年6月4日以降に生まれた方

実施期間

6月10日㈪～令和7年2月28日㈮
※精密検査は、令和7年3月10日㈪まで

健診場所

リーフレット『令和6年度被爆二世健診のお知らせ』に掲載の実施医療機関一覧のうち、希望する医療機関で受診できます。

申し込み

専用はがきに必要事項を記入し、6月1日㈯～令和7年1月31日㈮までに県被爆者支援課へ。専用はがきは、保健医療課や各支所などに設置しています。県ホームページから電子申請による申し込みもできます。

その他
- ○詳しくは、保健医療課などに設置しているリーフレット『令和6年度被爆二世健診のお知らせ』をご覧ください。
- ○希望者には被爆二世健康記録簿を渡します。問い合わせは保健医療課または県被爆者支援課へ。

健康寿命の延伸を目標に「いきいき おおたけ 健康プラン」を策定しました

問い合わせ　保健医療課　☎59-2153

平成26年3月に策定した前計画が終了したことにともない、このたび『いきいき おおたけ 健康プラン（健康おおたけ21（大竹市健康増進計画（第3次））・大竹市食育推進計画（第2次）・大竹市自殺対策計画（第2次）・大竹市地産地消促進計画（第2次））』を策定しました。

計画の将来像を「笑顔にあふれ元気に暮らす　健康なまち　おおたけ」とし、「健康寿命の延伸」を基本目標に掲げ、市民の皆さん、関係機関・団体、企業、学校、行政などが連携しながら、健康づくりや食育の推進に取り組んでいくものです。

計画期間

令和6年度～令和17年度

計画は、情報公開コーナー（市役所2階）や市立図書館、市ホームページで閲覧できます。

計画書はこちらから。

概要版はこちらから。

自らの健康について考え、より良い生活習慣を身につけ、健やかに生涯を過ごしていけるよう、健康づくりに取り組んでいきましょう。

国民健康保険 後期高齢者医療の 標準負担額が変わります――

問い合わせ
保健医療課　☎59-2141

標準負担額とは

入院時の食費や療養病床に入院する際の居住費の自己負担額を標準負担額といいます。非課税世帯の方は、限度額適用・標準負担額減額認定証（認定証）の交付を受けることにより、標準負担額が減額されます。

※健康保険証利用登録済のマイナンバーカードを使用した場合も、標準負担額の減額が受けられます。

6月から標準負担額（食費部分）が変わります

6月1日から国民健康保険と後期高齢者医療の食費部分の標準負担額が改定されます。（下表）

※現在交付している認定証は、引き続き使用できます。

※長期入院該当の認定を受ける場合は、マイナンバーカードの健康保険証利用登録をしていても、認定証の交付申請が必要となります。

標準負担額一覧

	区分		標準負担額（1食）		療養病床入院の場合の標準負担額		
					食費（1食）		居住費
	70歳未満	70歳以上	5月31日まで	6月1日から	5月31日まで	6月1日から	（1日）
市民税課税世帯	区分ア	現役並みⅢ	460円	490円	460円	490円（※1）	370円
	区分イ	現役並みⅡ					
	区分ウ	現役並みⅠ					
	区分エ	一般（後期高齢者は一般Ⅰ・Ⅱ）					
市民税非課税世帯※3	区分オ	低所得Ⅱ	210円（長期入院該当160円 ※2）	230円（長期入院該当180円 ※2）	210円	230円	370円
		低所得Ⅰ	100円	110円	130円	140円	370円

※1　栄養士による食事療養が行われているなど、一定の要件を満たす届け出をしている医療機関に入院したとき。それ以外は、450円となります。

※2　過去12カ月で90日を超える入院があった場合に長期入院該当となります。

※3　国民健康保険の場合は、「同一世帯の世帯主および国保被保険者が市民税非課税の世帯」となります。

健康づくりをサポートする「食推」さん 食生活改善推進員養成教室

問い合わせ　保健医療課　☎59-2153

しょくすいちゃん

「私たちの健康は私たちの手で」をスローガンに、食生活を通じて地域の皆さんの健康づくりをサポートするボランティア活動を行っている「食生活改善推進員」を養成するための教室です。栄養や運動について楽しく学び、地域で活動してみませんか。

ところ　総合市民会館ほか
対　象　市内在住で、食生活改善に関心があり、修了後食生活改善推進員として活動できる方。男性も歓迎します。
定　員　15人程度（申込順）
受講料　無料（調理実習代実費）
持参品　筆記用具、エプロン、三角巾、布巾など
申し込み　6月25日㈫までに電話で保健医療課へ。

とき	内　容	講　師	ところ
7月3日（水）9時30分～11時30分	・開講式 ・ライフステージ別の健康について ・食生活改善推進員とは ・食中毒の予防法を学ぼう！ ・食品の安全性について	・市健康増進係長 ・市食生活改善推進員協議会長 ・県西部保健所生活衛生課職員	総合市民会館
7月31日（水）10時～13時30分	・バランスのとれた献立の立て方 ・調理実習① ～夏バテ予防のバランス食～※2	・地域活動栄養士	
8月30日（金）9時30分～11時	・大竹市の健康の現状と課題について ・生活習慣病予防について	・ヤクルト出前講座	
9月27日（金）10時～13時30分	・高血圧を予防する食事について ・調理実習② ～野菜たっぷり！減塩メニュー～※2	・地域活動栄養士	
10月9日（水）10時～13時	・食品ロスを減らすために家庭でできること ・調理実習③　～エコクッキング～※2	・市管理栄養士	
11月21日（木）10時～11時	・国民・県民の健康の現状と健康づくりの課題について	・県西部保健所保健課職員	
11月29日（金）10時～14時	・年代別食育について ・調理実習④ ～次世代に伝えたい！大竹市の郷土料理～※2	・市管理栄養士 ・食生活改善推進員	
12月18日（水）10時～11時30分	・口腔（こうくう）ケアについて ・歯と口の健康について	・歯科衛生士	
8月～12月	・健康づくりのための運動について 「元気はつらつ教室」 「カラダがよろこぶ健康講座」 「KaRaDaカフェ（健康運動）」 いずれか2回　※1	・運動指導士	※1参照
令和7年1月17日（金）10時～14時	・明治食育セミナー 「上手に食べて、体を動かし、元気に長生き！」 ・簡単朝ごはんレシピ紹介 ・会員との交流会 ・修了式	・㈱明治食育担当者 ・市管理栄養士	総合市民会館

6月は「食育月間」です。食べることは生涯続く営み

問い合わせ　保健医療課　☎59-2153

「食育」とは、さまざまな経験を通じて、「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できるようになることです。食べることは生涯にわたって続く基本的な営みであり、子どもはもちろん、大人になってからも、「食育」は重要です。毎年6月は「食育月間」。

食べ物について改めて考えてみませんか。

「主食」「主菜」「副菜」を3つそろえて、栄養バランスのとれた食事を

主食：ごはん・パン・麺など
主菜：肉・魚・卵・大豆製品などを使ったメインの料理
副菜：野菜・きのこ・いも・海藻などを使った小鉢・小皿の料理
※1日のどこかで、乳製品、果物をプラス。

毎日の食事の参考に
ゆめタウン・ゆめマートにレシピ設置

皆さん、毎日の食事のレパートリーに困っていませんか？

市内小・中学校給食、公立保育所給食、食生活改善推進員協議会レシピを「ゆめタウン大竹」「ゆめマート西栄」に設置しています。毎月19日の「食育の日」前後でレシピを入れ替えているので、ぜひ参考にしてください。

また、「大竹市食推」のcookpadのアカウントにもレシピを掲載しています。新しいレシピを都度更新しています。

ゆめタウン国道側入り口

※1「元気はつらつ教室」
①おがたピア
毎週月曜日　10時～10時40分・10時50分～11時30分
②サントピア大竹
毎週水曜日　14時～14時40分・14時50分～15時30分
③総合市民会館
毎週木曜日　10時～10時40分・10時50分～11時30分
「カラダがよろこぶ健康講座」
④栄公民館　毎月第2火曜日　10時～11時
⑤アゼリアおおたけ　毎月第2水曜日　10時～11時
「KaRaDaカフェ（健康運動）」
⑥玖波公民館　毎月第1・3木曜日10時～11時
①～⑥のうちいずれか2回参加

※2　調理実習（持参物：エプロン、三角巾、食材料費500円）

無料で歯と口の健康チェック
節目歯科健診を受けましょう
今年度から20歳、30歳も追加されました―

問い合わせ　保健医療課　☎59-2153

歯周病は自覚症状が乏しいため、知らず知らずのうちに進行しやすく、成人が歯を喪失する最大の原因となっています。「歯磨きのとき血が出る」、「口臭が気になる」といった症状は歯周病の初期症状かもしれません。

口の中を清潔に保つことで、ウイルスなどの抵抗力を上げ、感染症予防にもつながります。

市は20～70歳までの10歳ごとの節目年齢の方を対象に、無料で受けられる歯科健診を行っています。定期的に健診を受けて歯周病を予防しましょう。

健診期間　6月1日㈯～令和7年2月28日㈮

対　象　令和6年度中に、別表の年齢になる市民の方

※40歳～70歳の対象者には、緑色の封筒で他の健（検）診の受診券と一緒に送付しています。20歳、30歳の対象者には別途送付します。

※対象年齢の方で、受診券が届いていない方は、保健医療課へ連絡してください。受診券を交付します。

健診費用　保険の種類にかかわらず対象者は、どなたでも無料です。

※健診の結果、歯石除去や治療となった場合は、追加の費用負担が発生します。また定期受診や治療期間中は、受診券が使用できないことがあります。

申し込み　直接、受診を希望する医療機関へ申し込んでください。

※廿日市市・佐伯区の一部医療機関でも受診は可能です。事前に保健医療課へ問い合わせてください。

満年齢	生年月日
20歳	平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれ
30歳	平成6年4月2日～平成7年4月1日生まれ
40歳	昭和59年4月2日～昭和60年4月1日生まれ
50歳	昭和49年4月2日～昭和50年4月1日生まれ
60歳	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日生まれ
70歳	昭和29年4月2日～昭和30年4月1日生まれ

受診できる医療機関（大竹市内）

医療機関名	ところ	電話番号
荒田歯科クリニック	西栄1-8-19	52-6480
伊東歯科医院	新町1-12-13	52-4756
角田歯科医院	本町2-9-9	53-0648
川口歯科医院	玖波1-5-2	57-7350
神波歯科医院	新町1-11-17	52-3240
きらら歯科医院	西栄3-17-7	54-1182
これなが歯科医院	晴海1-6-10　2階	57-0118
谷口歯科クリニック	小方1-13-32	57-7456
坪井歯科クリニック	油見2-6-7	52-1181
長岡歯科医院	黒川1-8-27	57-6430
バウムクーヘン歯科クリニック	西栄1-13-3	28-4186
広中歯科医院	新町1-2-11	53-0888
みどり橋歯科医院	立戸1-3-10	52-8110
藤井歯科医院	油見3-4-3	53-2206

歯を見せて
笑える今を　未来にも
6月4日㈫▶10日㈪
歯と口の健康週間

問い合わせ　保健医療課　☎59-2153

口の健康は、糖尿病や動脈硬化などと関係が深く、歯周病が悪化すると血管が傷つき、脳梗塞や心筋梗塞、狭心症などのリスクが高くなることが分かっています。

毎日のセルフケアと定期的なプロのケアを

大竹市健康増進計画『健康おおたけ21』では、市民の皆さんの目指す姿の一つを「毎日のセルフケアと、定期的なプロのケアで、歯と口の健康を保ちます」としています。

正しいブラッシングと、歯ブラシでは磨けない歯と歯の間の清掃にデンタルフロスや歯間ブラシを使用することで、歯ブラシだけで磨くよりも効果的に磨けます。

また、定期的な歯科健診で歯周病を防ぎ、口の中を良い状態に保つためにも気軽に相談できる、かかりつけ歯科医院をもちましょう。

おうちでできる、おくちの体操

市はお口の体操のＤＶＤを配布しています。地域で集まる際や、家庭で簡単にできる体操です。ぜひ活用してください。

希望する方は、保健医療課まで問い合わせてください。

ＤＶＤ配布中

6月1日㈯▼7日㈮は水道週間
第66回スローガン
たいせつにみずはみんなの　たからもの

問い合わせ　上下水道局　☎59-2193

水道について、皆さんの理解と関心を高めるために、毎年「水道週間」を定め、全国で広報活動などが実施されます。水は生命の源であり、私たちの生活を豊かにする大切な資源です。上下水道局では、皆さんに安心しておいしく飲んでいただける水づくりに努めています。この機会に、水道の大切さを、皆さんで考えてみませんか。

使用料など

問い合わせ　業務課☎59-2191

水道の使用開始や終了に伴う届け出はお早めに

転居に伴い使用を開始または終了する場合は、早めに連絡してください。

また、店舗などの営業開始や廃止に伴って、使用する用途が変わる場合は、速やかに届け出てください。

料金のお支払いは便利な口座振替で

手続きは簡単。水道料金などの納め忘れもなく便利です。市内の金融機関または郵便局の窓口で申し込んでください。なお、上下水道局では申し込みできません。

手続きに必要なもの

○引き落としを希望する口座の通帳
○通帳の届け出印
※スマホ決済やコンビニ納付もできます。詳しくは問い合わせてください。

給水装置など

問い合わせ　工務課☎59-2192

給水装置は所有者の財産

修繕は指定工事店で

水道の配水管から分岐して設置されている給水管や、これに直結する蛇口や止水栓などの「給水装置」は、メーター本体を除き、所有者（設置者）の財産です。必要な補修や管理は、基本的に所有者または使用者の負担で行う必要があります。転居などに伴い使用を一時中止している場合も同様です。「給水装置」に異常があった場合（漏水など）は、上下水道局指定の工事店に修理の依頼をしてください。指定工事店は、市ホームページや暮らしの便利帳に掲載しています。

また、公道内（官民境界まで）で漏水があった場合は、上下水道局の負担で修理を行うので連絡してください。ただし、おおむね25年以上経過した給水管などは、漏水の原因により、所有者負担による敷設替えが必要となる場合があります。

給水装置の所有者名義に変更があれば届け出を

住宅の売買などにより水道の使用者名義を変更したときは、併せて給水装置の所有者名義変更届を上下水道局に届け出てください。所有者の名義が異なることで事故などの対応が速やかにできない場合がありますので、必ず手続きをお願いします。

漏水を見つけるには

水道メーターより住宅側の給水装置の漏水の有無は、蛇口を全部閉めた状態で、水道メーターのパイロットマーク（羽根車）が回転しているか確認できます。少しでも回転していれば漏水の可能性がありますので、早急に上下水道局指定の工事店に相談してください。

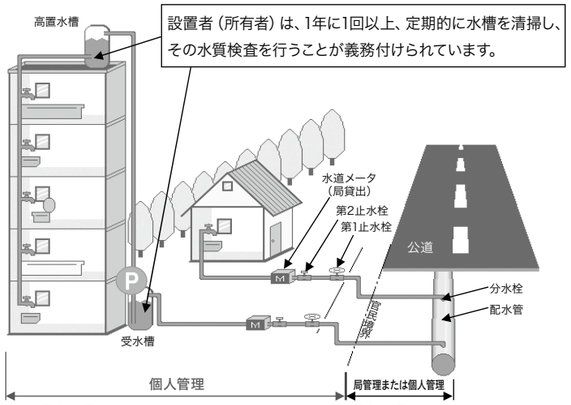

● 水道メーターのパイロットマーク（羽根車）通水時は回転します。

QRコードからも検索できます。

市ホームページに水道事業を掲載

上下水道局のホームページには、お知らせや事業説明など、目的別に情報を掲載しています。ぜひご覧ください。